

その他養豚農業の振興に関し必要な事項

具体的な施策

(1) 豚肉の流通の合理化に資する産地処理の推進

- 産地処理の推進を一層進め、産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備を推進し、1日当たりの処理頭数の拡大、稼働率の向上を推進。

(2) 豚肉の取引規格及び品質表示の普及

- 豚肉の取引規格の一層の普及・定着。
豚肉及び豚肉の加工品の品質表示は、消費者の食品を選択する機会の確保や需要に即した生産振興に重要であり、普及を図る必要。

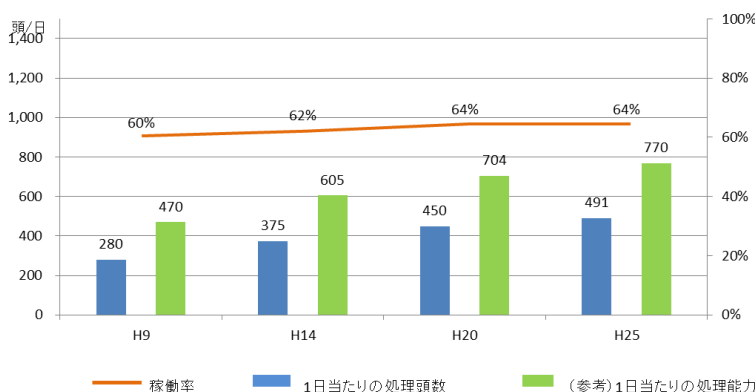
加工食品の原料原産地表示については、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討。

地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討。

【食肉処理施設の種類の施設数の推移】

種類	概要	施設数			
		平成9年	平成14年	平成20年	平成25年
食肉卸売市場	市場に併設されたと畜施設でと畜された枝肉を取引。価格形成機能を有する。	29	28	27	27
食肉センター	と畜に加え、部分肉加工までを一貫して実施。	87	80	73	71
その他と畜場	と畜のみを行うと畜場等。	202	132	99	93
合計		318	240	199	191

【稼働率及び1日当たりの処理頭数等の推移】



【参考】 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に定める目標値
・1日当たり処理頭数: 620頭以上 ・稼働率: 80%以上

【生鮮畜産物(豚肉)の表示】

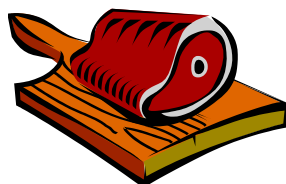
食品表示法に基づく食品表示基準により、生鮮食品については、名称や原産地等の表示が義務付けられています。

- ・名称については、「豚肉」、「豚」、「ポーク」など一般的な名称で表示
- ・原産地については、国産品は国産である旨を、輸入品は原産国名を表示
- ・国産品の場合は、原産地として、主たる飼養地がある都道府県名や市町村名、その他一般に知られている地名(郡名、旧国名、島名など)の表示も可

このほか、あらかじめ容器包装されたものには、消費期限、保存の方法等の表示のほか、計量法等で定められている表示も必要です。

(パック詰めされていないもの)

国産 豚ロース肉
100g 〇〇〇円



※ 食品表示法以外の法律等に基づく表示(計量法)

- ・内容量
- ・販売業者の氏名又は名称及び住所(公正競争規約)
- ・名称(食肉の種類・部位)
- ・内容量
- ・販売価格及び単価価格 等

(パック詰めされているもの)

豚肉ばら しゃぶしゃぶ用

(〇〇県産)

消費期限 26.10.10 (4℃以下で保存)

100g 当たり 〇〇〇(円)

内容量 〇〇〇(g)

価格 〇〇〇(円)

(加工者) 〇〇スーパー株式会社
東京都千代田区〇〇-△△

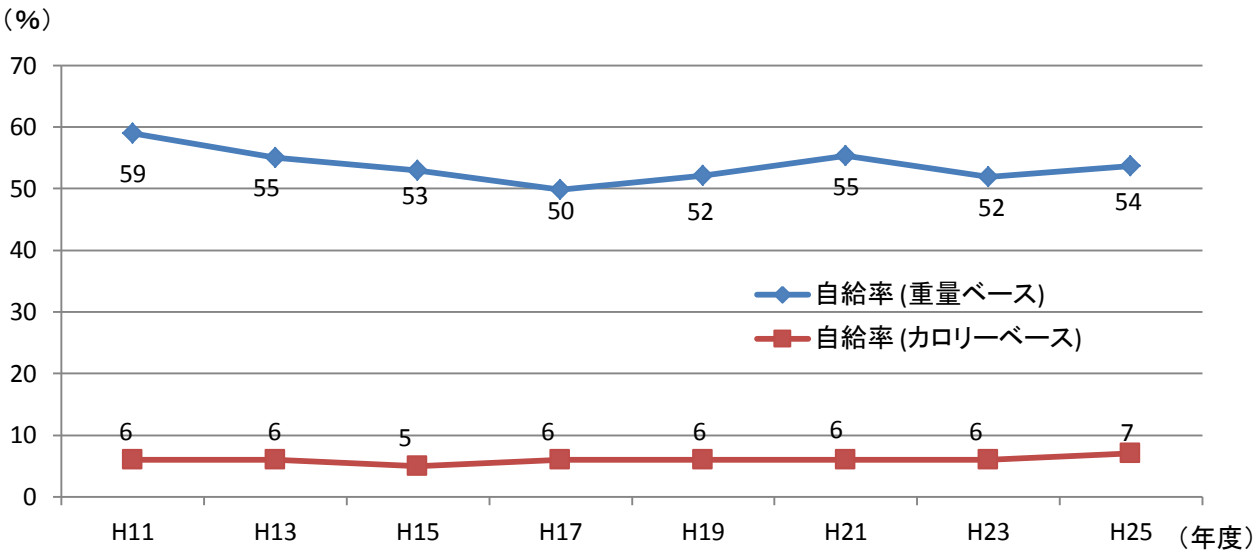
景品表示法不当表示問題

一昨年、産地や銘柄等を偽っていたホテル、レストランのメニュー等の表示問題が発覚しました。
産地や銘柄等を偽って、実際のものより著しく優良と消費者に誤認される広告その他の表示は、景品表示法における不当表示に該当する可能性があります。

豚肉の自給率目標「食料・農業・農村基本計画より抜粋」

- ① 豚肉の需要の長期見通し(平成37年度)
227万トン(枝肉ベース:現状25年度比▲7%)
- ② 豚肉の生産数量目標(平成37年度)
131万トン(枝肉ベース:現状25年度と同水準)
- ③ 豚肉の自給率目標(平成37年度)
58% (現状25年度54%から4%上昇)

【豚肉の自給率の推移】



資料：農林水産省「食料需給表」

【豚肉需給の推移】

単位:千トン(枝肉ベース)

区分 \ 年度	H11	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25
国内生産量	1276	1,231	1,274	1,242	1,246	1,318	1,277	1,310
輸入量	953	1,034	1,145	1,298	1,126	1,034	1,198	1,113
輸出量	0	1	0	0	1	3	1	2
在庫の増減量	49	28	13	46	-21	-32	13	-18
国内消費仕向量	2180	2,236	2,406	2,494	2,392	2,381	2,461	2,439

資料：農林水産省「食料需給表」

養豚農業の振興に関する基本方針のポイント

編集・発行

農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

TEL: 03-3502-0874



平成27年4月作成